28消安第3050号 平成28年10月19日

各都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

愛玩動物医療分野における薬剤耐性対策について

近年、薬剤耐性菌による感染症の増加が世界的な問題となっており、昨年5月、WHO(世界保健機関)が薬剤耐性に関する国際行動計画を採択しました。 我が国でも、本年4月に関係閣僚会議において、「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)が決定され、人と動物などの関連分野が協働して実施すべき対策がまとめられたところです。

薬剤耐性菌は、動物分野での抗菌性物質(以下「抗菌剤」という。)の使用によっても発現し、動物から人に伝播する可能性が指摘されています。そのため、農林水産省では、畜産分野を対象に、薬剤耐性菌の動向調査・監視を行うとともに、抗菌剤の慎重な使用の徹底に取り組んできたところであり、今般のアクションプランでは、それらの強化が盛り込まれました。

さらに、アクションプランでは、動物分野における対策として、愛玩動物医療分野においても、薬剤耐性菌の動向調査・監視を行うことや抗菌剤の慎重な使用の徹底に取り組むこと等が盛り込まれました。

また、毎年 11 月が薬剤耐性対策推進月間と位置付けられ、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動が展開されることになりました。

つきましては、貴管下の愛玩動物医療関係者に対し、別添リーフレットを活用いただきながら、薬剤耐性問題とアクションプランについて周知いただくようお願いします。アクションプランや畜産分野における薬剤耐性対策等については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html)に掲載しておりますので、御参照ください。

なお、別途、別紙のとおり関係団体等に通知したことを申し添えます。